

令和3年門審第33号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年8月30日13時27分

山口県萩港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA モーターボートB

総トン数	6.6トン	2.6トン
登録長	13.15メートル	6.49メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	421キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、平成12年12月に進水し、船体後方に配した操舵室にレーダー及びGPSプロッター等を装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、買い物後の帰航の目的で、船首0.2メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年8月30日13時10分萩港を発し、山口県大島漁港に向かった。

ところで、Aは、15.0ノットの速力で航行すると船首部が浮上し、a受審人が操舵室右舷側の椅子に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、正船首から左舷方に約15度及び右舷方に約10度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、a受審人は、平素、船首を左右に振るなどして、同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、13時20分僅か過ぎ虎ヶ崎灯台から240度（真方位、以下同じ。）620メートルの地点で、針路を031度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

13時25分僅か前a受審人は、虎ヶ崎灯台から020度1,660メートルの地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、船首を南方に向けたBを視認でき、ほぼ同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることがわかり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、虎ヶ崎南西方沖合で定針したときに前路を一見して船舶を見かけなかったことから、航行に支障のある船舶はいないものと思い、船首を左右に振

るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けないで続航し、13時27分虎ヶ埼灯台から024度1.45海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの右舷船尾部に前方から31度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、平成14年9月に進水し、船体中央に配した操舵室にGPSプロッター等を装備したFRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段が講じられていないまま、10時00分萩港を発し、山口県大島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、10時30分釣り場に到着して漂泊しながら竿釣りを行っていたところ、大島を出港するフェリーの航走波を避けるために、13時05分機関を始動していったん南西方に移動し、フェリーの出港後、13時15分から前示衝突地点付近に移動し、機関を停止して船首を南方に向けて漂泊し、船尾甲板左舷側で腰を掛けて釣りを再開した。

13時25分僅か前b受審人は、前示衝突地点で船首が180度に向いていたとき、右舷船首31度1,000メートルのところ、北上するAを視認でき、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

b 受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、13時27分僅か前知人の叫び声により異常を知り、右舷船首方至近にAを認めたものの、何もできず、Bは、船首が180度に向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部に擦過傷等を生じ、Bは右舷船尾部に破口等を生じて廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、萩港北方沖合の水域において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したものであるが、同水域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになる。

予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、萩港北方沖合において、帰航中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、萩港北方沖合において、大島漁港に向けて帰航する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路を一見して船舶を見かけなかったことから、航行に支障のある船舶はいないものと思い、船首死角を補う見

張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを廃船とさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、萩港北方沖合において、釣りを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船と衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを廃船とさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月9日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄